

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成 23 年 10 月 27 日

岡山市人事委員会

委員長 中野 惇

本日、本委員会は、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものです。

本年は、東日本大震災の影響により、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を、例年より 2 か月近く遅れて実施しました。

月例給については、本年 4 月における職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を 519 円 (0.13%) 上回っていたため、この較差を解消する必要があるとあり、本委員会としては、給料表又は手当を改定することで較差を解消することが適当であると判断しました。

また、特別給については、職員の支給割合が民間とおおむね均衡していたため、改定を行わないこととしました。

本委員会としては、今後とも、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持して参りたいと考えています。

職員におかれましては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災に際し、高い使命感を持って被災地の復旧・復興に尽力されていることに、心からの敬意を表します。複雑・高度化、多様化する行政ニーズに応えるため、市民サービスの最前線に立って、日々全力で職務に励んでおられるところですが、市民から寄せられる厚い信頼と大きな期待に応えるべく、引き続き、行政サービスの向上、本市の更なる発展のために精励されますよう、大いに期待します。

議会及び市長におかれましては、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請します。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割に深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。